



日中意匠制度シンポジウムと 中国における意匠制度のアップデート

1. はじめに

2022年11月10日に「第13回日中意匠制度シンポジウム」が北京の長富宮飯店とオンラインを併用して開催され、日本弁理士会(JPAA)からの推薦で講演をして参りました。

そこで、ここでは、日中意匠制度シンポジウムの様子をご紹介しますとともに、近年の中国における意匠制度の変化についてご案内いたします。

2. 日中意匠制度シンポジウム

日中意匠制度シンポジウムは、日本貿易振興機構(JETRO)と中華全国専利代理師協会との共催により、毎年開催されており、今回で13回目を迎えています。



現地会場の様子

(写真はジェトロ北京提供)

中国国内におけるコロナ対策強化の影響を受け、現地での参加人数は20名に留まったとのことですが、オンラインは、710名(日中企業・政府関係者・弁理士弁護士等)もの参加があったとのこと、日中の意匠制度に対する関心の高さがうかがえます。



中国国家知識産権局専利局ご挨拶

(写真はジェトロ北京提供)

講演のテーマは以下のとおりです。

- ・国際意匠出願の最新状況及び出願時の注意事項(CNIPA)
- ・日本の意匠分野の審査・審判における最新状況(JPO)
- ・中国の意匠分野における復審審理及び典型事例(CNIPA)
- ・日本の意匠登録出願における願書及び図面の記載とその意匠の認定について(部分意匠を中心に)(JPO)
- ・海外における意匠出願の手引き(中国専門家)
- ・中国出願人が日本へ意匠を出願する場合の出願実務～ハーグ条約への加盟を踏まえて(日本専門家)



オンラインで講演する筆者

上記のとおり、今回のシンポジウムでは、

中国国家知識産権局（CNIPA）及び日本特許庁（JPO）から、両国の意匠出願や審判に関する最新情報についてのプレゼンテーションに加え、両国の双方の専門家からの出願実務に関するプレゼンテーションが行われました。中国と日本、行政官と専門家といった国・立場の異なる観点から、相互に関連するテーマについての解説があったことで、非常に内容の濃いシンポジウムとなりました。

特に、制度ユーザである日中両国の専門家のプレゼンテーションが行われたのは、今回が初めてとのことであり、主催者及び日中特許庁が、こうしたシンポジウムにおいてユーザに発言・発信の機会を与えてくださるのは大変ありがたいことであると思います。

3. 中国の意匠制度のアップデート

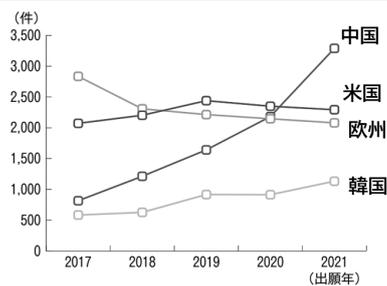
2021年と2022年は、中国の意匠制度が大きくアップデートした年といえ、それゆえにシンポジウムの参加人数が非常に多かったといえると思います。

ご存じのとおり、中国では、2021年6月1日の専利法第4次改正の施行により、遂に部分意匠制度が導入されています。そして、同年には専利法実施細則及び意匠審査指南の改正案が意見募集に付され、さらに2022年10月に再度改正案が意見募集に付され、いよいよ正式改正がされる見込みです。また、中国は、2022年5月にハーグ協定に加盟し、国際出願の受け入れが開始しています。

以上のような制度改正や条約への加盟があつてか、中国国内の意匠出願件数は年間70～80万件を超え、さらに、中国出願人の外国への意匠出願件数も近年非常に増えています。

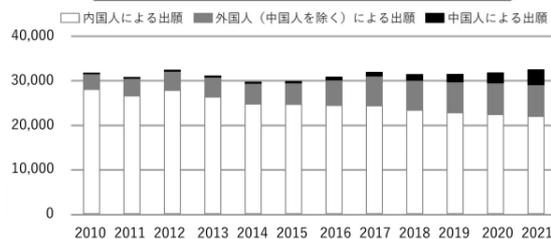
例えば、外国人による日本への意匠出願件数においては、中国からの出願が大幅に増加しており（右上の折れ線グラフ参照）、全体の件数の10%を超えています（右上の棒グラフにおける黒色部分参照）。

外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



（出典：特許庁年次報告書2022年版）

日本における意匠出願件数推移



（出典：産構審意匠制度小委第21回意匠審査基準WG配布資料より）

この状況は、日本だけでなく、アメリカや欧州でも見られ、特にアメリカに至っては意匠出願の全体件数に対する中国出願人の件数が30%に達するなどとなっています。

4. おわりに

日中意匠制度シンポジウムの開催とともに、激動の中国の意匠制度の情報をお伝えさせていただきました。このような中国における意匠制度の変化は、まだまだ始まったばかりであるといえます。したがって、専利法の審査指南等の改正やハーグ協定加盟後の情報など、中国の意匠制度の動きには、今後もますます注視していく必要があると思います。

筆者紹介

茜ヶ久保 公二（あかねがくぼ こうじ）

2002年弁理士登録。2013年よりTMI総合法律事務所勤務。2020年日本弁理士会副会長、産構審意匠制度小委員会委員。2021年日本弁理士会意匠委員会委員長。特許、意匠を専門とする。趣味は、トライアスロンと日本酒を飲むこと。